

IP ランドスケープ推進協議会 会員規約

第1条（活動目的等）

1. IP ランドスケープ推進協議会（以下「協議会」という）は、IP ランドスケープ（以下「IPL」という）の推進によって、会員企業の事業競争力の強化及び知の探索による新たな価値創造の促進による企業価値の向上に加え、我が国の持続的な社会発展を促し、広く公益に寄与することを目的とする。
2. 前項の活動目的を達成するために、協議会は前項の活動目的を達成するために、法人を対象として、法人会員を募り組織構成する。
3. ここでいう IPL は、「事業戦略又は経営戦略の立案に際し、①事業・経営情報に知財情報を組み込んだ分析を実施し、その分析結果（現状の俯瞰・将来展望等）を②事業責任者・経営者と共有すること」と定義する。なお、ここでの「共有」とは、分析結果を提示することをきっかけに、双方向でのやり取り（各戦略立案検討の議論、分析結果に対するフィードバックなど）が行われることをいう。

第2条（本規約の範囲）

1. 本規約は、第4条に定める手続きによって会員となった法人に適用される。

第3条（会員種別・会員資格）

1. 協議会の会員は、次の1種とする。

(1) 法人会員

第4条（入会）

1. 入会希望者は、協議会の活動目的に賛同し、入会資格を満たし、協議会所定の申込み方法により申込みをし、幹事会の承認を得た場合、会員となる。
2. IPL を遂行している事業会社であることを入会資格とする。
3. 申込みにおいては、1名以上の幹事もしくは会員の推薦を必要とする。
4. 入会希望者は知財に関連する部門もしくは情報の受け手である経営企画部門等に所属する者とする。

第5条（入会不承認）

1. 次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合、協議会は入会を承認しない場合がある。
 - (1) 入会申込みの申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合
 - (2) 過去に協議会から会員資格を取り消されたことがある場合
 - (3) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動標ぼうゴロその他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人

又はこれらに準じる者（以下「反社会的勢力」という）である場合

(4) その他協議会が、本会員契約を締結するにつき不適當な事由があると判断した場合

第6条（有効期間と更新）

1. 会員資格の有効期限は、第4条の規定により会員になった日の翌日から起算して1回目に訪れる3月31日まで（以下「初年度」という）とするが、協議会所定の更新手続きにより協議会の承認を得て、年会費を第7条に従って支払期日まで支払った場合には、更新することができる。
2. 更新後の会員資格の有効期間は4月1日から翌年の3月31日までとし、その後もまた同様とする。なお、更新せずに会員資格の有効期限を徒過した場合には、会員資格は自動的に消滅する。

第7条（会費）

1. 会員は本条に定めるところに従い、入会費及び年会費（以下総称して「会費」という）を支払わなければならない。
2. 年会費は前年度中の協議会が定める支払期日までに支払うものとする。
3. 会費の額は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 入会費なし
 - (2) 年会費1万円（税別）とする。（2022年4月に改訂予定）
 - (3) 年度途中での入会においても減額は行わないものとする。
4. 会費は協議会の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払うものとする。
5. 会員が既に納入した会費等については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

第8条（変更の届出）

1. 会員は、その会員名、氏名、住所又は連絡先等の、協議会への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとする。
2. 協議会は、故意又は重過失によるものでない限り、会員が前項の変更手続きを行わなかったことによる不利益についての責任を負わないものとする。

第9条（退会）

1. 会員は、退会しようとする日の1箇月前までに、協議会に対し、協議会所定の方法により退会の通知をすることによって、退会することができる。

第10条（会員資格の喪失）

1. 会員が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当すると認められた場合、協議会は当該会員との間の本会員契約を解除し、会員資格を喪失、除名させることができる。
 - (1) 会員としての品格を損なう行為があると協議会が認めた場合

- (2) 本規約、またはその他協議会が定める規約、協議会との間で合意をした約定に違反した場合
- (3) 本規約及び本規約以外において協議会との間の取り決めにより協議会に通知をすべき事項について、通知を怠り又は虚偽の通知をした場合
- (4) 協議会の事前の同意なく、協議会の保有する著作権、商標権その他の知的財産権を使用した場合
- (5) 協議会の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合
- (6) 協議会の事業活動を妨害する等により、協議会の事業活動に悪影響を及ぼした場合
- (7) 法令又は公序良俗に違反した場合
- (8) 支払停止又は支払不能の事由を生じた場合
- (9) 反社会的勢力や団体またはその関係者であると認められた場合
- (10) 解散の決議（法令による解散を含む）をした場合
- (11) 協議会を通じて知り合った会員同士および一般会員に対して、過剰な営業行為等の迷惑行為があると協議会が認めた場合
- (12) 協議会の目的と協調しがたい事業などに参画したと協議会が認めた場合
- (13) 会費の支払いをせず、督促後なお3箇月以上支払いをしない場合 この場合において、滞納した会費の支払義務は免れない
- (14) その他、協議会が会員として不適格と認める相当の事由が発生した場合又は協議会が信用不安と判断する相当の事由が発生した場合

第11条（会員情報の取り扱い）

- 1. 会員が協議会に対して提供した参加者の個人情報、事務局である一般財団法人知的財産研究教育財団のプライバシーポリシーに従って取り扱う。
- 2. 会員は、協議会が広報目的で協議会のウェブサイト等の広報資料に会員の名称（社名又は団体名）を掲載することに同意する。また、会員一覧に企業名、所属、役職、氏名を掲載することに同意する。掲載を希望しない会員は入会時又は入会後に事務局に同意を撤回する旨を協議会所定の方法で通知することで、通知の到達以降は自らの名称を広報資料に掲載しないことができる。同意が撤回された場合も、撤回以前の同意は有効であって、協議会は広報資料の回収等の義務を負わない。

第12条（規約の追加・変更）

- 1. 協議会は、本規約について、必要に応じて全部または一部を変更する場合がある。この際、変更が会員の一般の利益に適合し、又は、変更が、本規約の目的に反せず、変更の必要性及び変更後の内容の相当性が認められる場合には、あらかじめ、変更後の本規約及び効力発生時期（少なくとも14営業日以上後）について、協議会のウェブサイトで周知することで本規約を変更することとする。

第13条（免責及び損害賠償）

1. 会員は、協議会の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採決・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被る場合であっても、協議会の故意又は重過失によるものでない限り、協議会は一切責任を負わないものとする。
2. 会員間（会員の個人間を含む）の紛争に関して、協議会は介入又は関知することはなく、また、当該紛争に関し、協議会の故意又は重過失によるものでない限り、一切の責任を負わないものとする。

第14条（知的財産権等の帰属）

1. 会員が、協議会の活動に関連して、資料、情報等を提供した場合であっても、当該資料又は情報等に掛かる知的財産権等（著作権、特許権等）は当該会員に留保され、協議会又は他の会員に譲渡又は利用許諾されるものではない。
2. 協議会の活動に関連して、新たに知的財産権等が発生又は移転する場合には別途規則で定める。

本会員規約は、2020年12月23日より施行する。

IP ランドスケープ推進協議会

2021年4月1日改訂